

平成27年度第1回市原市個人情報保護審査会議事要旨（案）

- 1 会議の名称 平成27年度第1回市原市個人情報保護審査会
- 2 開催日時 平成27年6月2日（火）午後2時～午後3時30分
- 3 開催場所 市原市議会 第2委員会室
- 4 出席者 審査会委員 小賀野会長、河邊委員、濱田委員、福山委員、安川委員
実施機関
（市民税課）
仲村課長、加藤課長補佐、米元市民税第1係長、山口市民税第2係長、
廣瀬主任
（情報管理課）
宮原課長、宇佐美情報システム係長、女屋主事
事務局
中島部長、桐谷次長、高澤課長、深山主幹、
立花法務・情報公開室長、隅主任

5 議 題

（1）実施機関からの諮問事項について

〔諮問1〕

個人情報保護制度の運営に関する重要事項についての諮問

個人住民税賦課事務に関する特定個人情報保護評価書（全項目評価書）について

（2）その他報告事項

〔報告1〕

番号法の施行に伴う市原市個人情報保護条例の一部改正に係る取組方針について

〔報告2〕

平成26年度における個人情報保護制度の運用状況について

6 議事等の概要

（1）実施機関からの諮問事項について

〔諮問1〕

個人住民税賦課事務に関する特定個人情報保護評価書（全項目評価書）について

ア 実施機関による特定個人情報保護評価書に関する説明

実施機関（担当部署 財政部市民税課）が、個人住民税賦課事務において特定個人情報を利用する理由とその根拠、特定個人情報保護評価書（全項目評価書）の内容に沿って、あらかじめ予測されるリスクへの対策等について説明を行った。

続いて、総務部情報管理課が、システム環境の取扱い、ネットワーク管理の状況等について説明を行った。その後、各委員から質疑がなされた。

イ 審議

個人住民税賦課事務において特定個人情報を利用する理由、特定個人情報の保護に対して講じる措置等を踏まえて審議が行われ、次の意見が出された。

- ・ 特定個人情報を利用した事務を行うにあたっては、その事務の趣旨と特定個人情報の重要性について、あらかじめ市民に具体的な説明を行い、十分な理解を得ること。
- ・ 特定個人情報を取り扱う手続に対しては、厳格な保護措置を講ずること。

答申書の作成方法については、審査会より示された答申の方向性に基づき、会長の指導のもと、事務局が答申素案を取りまとめ、素案に対する各委員からの意見を反映させた後、会長が答申書の最終稿をまとめることとした。

(2) その他報告事項

〔報告1〕

番号法の施行に伴う市原市個人情報保護条例の一部改正に係る取組方針について

番号法の施行に向けた特定個人情報の保護措置の一つとして、市原市個人情報保護条例に所要の改正を行う旨と、その取組方針について事務局が報告を行った。

〔報告2〕

平成26年度における個人情報保護制度の運用状況について

「平成26年度情報公開の状況」に沿って、平成26年度における個人情報保護制度の運用状況について事務局が報告を行った。

※ 次回開催予定

平成27年度第2回市原市個人情報保護審査会

日時 平成27年8月6日（木）午後2時から

場所 市原市議会 第2委員会室